第14号様式（第８条関係）

（その１）

収　支　報　告　書

会計	誤謬	検算	転記		
㊂	㊂	山	㊐ ㊍ ㊏		

島根県選挙管理委員会 収 平29.2.28 受 印

平成　28　年分

（ふりがな）

1　政治団体の名称

かめいあきこ こうえんかい
亀井亜紀子後援会

政治団体の区分	
□政党	□政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
□政党の支部	☑その他の政治団体
□政治資金団体	□その他の政治団体の支部

2　主たる事務所の所在地

島根県松江市灘町107

活動区域の区分	
☑２以上の都道府県の区域等	□同一の都道府県の区域内

3　代表者の氏名

中嶋春喜

4　会計責任者の氏名

長谷川裕子

事務担当者の氏名　長谷川裕子

（電話）　0852－60－5161

資金管理団体の指定の有無	
□有	
☑無	
公職の種類	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
□	政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	亀井亜紀子
公職の種類	衆議院議員（候補者）

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成28年11月15日から
平成28年12月31日まで

受付（電話）'29.3.02 収支公開室 第　号

0504

101080

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

	十億	百万	千	円
収　入　総　額				0
（前年からの繰越額）				0
（本年の収入額）				0
支　出　総　額				0
翌年への繰越額				0

２　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金　額				
員　数（党費又は会費を納入した人の数）				

(2)　寄　附													
ア　寄附（イを除く。）の区分	金						額					備　考	
			十億			百万			千			円	
（ア）個人からの寄附													
（うち特定寄附）													
（イ）法人その他の団体からの寄附													
（ウ）政治団体からの寄附													
小　計（ア）＋（イ）＋（ウ）													
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）													
イ　政党匿名寄附													
合　計（ア＋イ）													

(その17)

○ 資 産 等 の 状 況 ○

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備　　考
ア　土　　地	□	☑	
イ　建　　物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	□	☑	
カ　金　　銭　　信　　託	□	☑	
キ　有　　価　　証　　券	□	☑	
ク　出　　資　　に　　よ　　る　　権　　利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

1　領収書等の写し
2　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成　29　年　　2　月　28　日

政治団体の名称　亀井亜紀子後援会

会計責任者の氏名　長谷川裕子　㊞

（⬇解散する年の収支報告書のみ、「代表者の氏名」欄にも記載してください。）

代表者の氏名　　㊞

（注１）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。
（注２）「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。

政治資金監査報告書

平成29年2月1日

亀井亜紀子後援会
代表　中嶋春喜　殿

登録政治資金監査人　新村貢一
登　録　番　号　第２７４７号
研修修了年月日　平成21年10月15日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、亀井亜紀子後援会の平成28年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、登録政治資金監査人　新村貢一の所属するにいむら会計事務所(東京都千代田区神田神保町1-11-1いちご神保町ビル９階)において行った。

(別記)

作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断したため。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3　業務制限

亀井亜紀子後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、亀井亜紀子後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上